

議案第18号

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年9月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。